

税制改正による国民健康保険料への影響について(参考)

1 保険料所得割額の算定

今回の改正により、給与所得や年金所得に係る控除額が 10 万円引き下げられたため所得額が 10 万円増加するが、基礎控除についても 10 万円引き上げられたことから、結果として保険料算定に用いる基準総所得金額に変更は生じない。

収 入	－ 控除額 (▲10 万円)	= 所得額 (+10 万円)
所得額 (+10 万円)	－ 基礎控除 (+10 万円)	= 基準総所得金額 (± 0 円)

※ カッコ内は改正による影響額

(例) 給与収入 120 万円の場合

- ①現 行： 給与所得 55 万円 基礎控除 33 万円 基準総所得 22 万円
 ②改正後： 給与所得 65 万円 基礎控除 43 万円 基準総所得 22 万円

2 軽減判定所得

軽減判定は所得額（基礎控除前）で行うため、改正による影響が出ないように調整を行う（条例改正）。

(例) 4人世帯のうち2人が給与収入120万円の場合は、5割軽減に該当する。

- ①現 行：合計所得 110 万円（給与所得 55 万×2人）
- 7割軽減基準額 33 万円以下
 5割軽減基準額 33 万円+28.5 万円×4 = 147 万円以下
 2割軽減基準額 33 万円+52 万円×4 = 241 万円以下
- ②改正後：合計所得 130 万円（給与所得 65 万×2人）
- 7割軽減基準額 43 万円+ (2人-1人) ×10 万円 = 53 万円以下
 5割軽減基準額 43 万円+ (2人-1人) ×10 万円+28.5 万円×4 = 167 万円以下
 2割軽減基準額 43 万円+ (2人-1人) ×10 万円+52 万円×4 = 261 万円以下

※ 所得算定上増額となる分（上記例では 20 万円（10 万円×2人））基準額も増額